



平成 30 年度前期（第 8 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「福井県地域グローバル人材育成事業」
募 集 要 項

福井県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する公益財団法人福井県アジア人材基金では、平成 30 年度前期（第 8 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>
- ・日本代表プログラムウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/program/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローカル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、

地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、福井県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する公益財団法人福井県アジア人材基金（以下「本協議会」という。）が実施する福井県地域グローバル人材育成事業（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

少子高齢化が全国に先行する形で進み、本格的な人口減少社会を迎えた福井県は、労働力人口の減少・生産・消費の規模の縮小といったさまざまな地域課題を抱えながら、情報技術の高度化をうけ、国境を越えた経済活動が日常的に行われるグローバル経済・社会において、世界趨勢の変動の振幅を、地域においていかに吸収・活用するかの新たな発想を持つ地域国際人の輩出が強く求められています。

本プログラム終了後、県内企業に就職する等、主に、①海外営業・販路開拓、②現地生産・マネジメント、③先端研究・商品開発のそれぞれの分野における、将来のリーダーとなる地域国際人材の輩出を目的とします。

2. 事業の概要

公益財団法人福井県アジア人材基金が地域協議会となり、本事業の実施に必要な事業、経理処理等を行います。また、共同申請人である福井県は、財団が行うすべての活動を支援します。募集するテーマ・分野は下記の3コースとします。

① 国際マーケティングコース <市場・販路開拓>

本県の輸出額の大半を占める中国・東南アジアを中心に、企業就職後、海外営業の分野などにおいて活躍する人材に育つよう、現地の文化や商慣習、市場性や顧客のニーズを理解するとともに新市場や販路の開拓に求められる、語学を含めた知識や経験、人脈構築に役立つことを目的としたコース

② 海外生産マネジメントコース <生産管理・人材育成>

国内のみならず中国・東南アジアを中心に、企業就職後、現地での生産拠点の設置・運営、人材育成などのマネジメント分野において活躍する人材に育つよう、現地の文化や商慣習、電力・交通網等のインフラ事情や工場の管理、コミュニケーション能力の向上などに

役立つことを目的としたコース

③ 未来ものづくり創造コース <先端技術・商品開発>

繊維や眼鏡など、ものづくり立県である本県の高い技術・創造能力のさらなる進展につなげるため企業就職後、研究開発や商品開発の分野等において活躍する人材に育つよう、業種業態に拘らず、様々な分野における、最先端の知識・経験、専門性を高めることを目的としたコース

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) 世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、国内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>

- ① プログラムのテーマ（①国際マーケティングコース ②海外生産マネジメントコース ③未来ものづくり創造コース）

※コースの詳細は「2. 事業の概要」を参照

- ② 事前オリエンテーション：平成30年3月中旬（予定）
場所：福井市内（予定）
- ③ 地域内インターンシップ：
（事前インターンシップ）平成30年2月～3月、または留学開始前
（事後インターンシップ）派遣留学生の留学後できるだけ早い時期
- ④ 海外留学：平成30年4月1日以降平成30年10月31日までに留学を開始
- ⑤ 事後報告会：平成31年3月（予定）
場所：福井市内（予定）

<日本代表プログラム>

- ・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）
※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①平成30年4月1日から平成30年10月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画。
なお、日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。
- ②諸外国における留学期間が28日以上2年以内（3か月以上推奨）の計画
※留学期間が1年以上かつ支援期間が13か月以上となる計画の支援人数は、1名程度とします。
留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。
- ③留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画
- ④在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- ⑥留学先が、外務省の海外安全ウェブサイトにおける「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

福井県の県内企業への就職を希望する等、地域の発展に貢献することを強く希望している意志があるかどうかを重視した評価を行います。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

※詳細は別紙1-1及び別紙1-2、別紙2参照。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計5名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生の支援人数は1名程度を予定しています。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(11)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
※詳細は別紙1-1及び別紙1-2参照
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
（注）採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、すでに支給している奨学金等の返納を求めます。
- (7) 平成30年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する第一種、第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航開始前に辞退した学生は対象となります。また、高校生コースで派遣留学生に採用された学生は、支援の対象となります。

(10) 本制度の平成30年度前期（第8期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生

(11) 本プログラムに支援コースを提供する福井県内の支援企業（別紙一覧参照）から受入承諾書（様式4）を取得した学生

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

(1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること

※在籍大学等は、文部科学省から送付された「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した専用ホームページから、(2)に定める応募学生受入申込書類の様式をダウンロードして作成し、本協議会に連絡の上、本プログラムに支援コースを提供する福井県内の支援企業の中から受入れを希望する企業に提出してください。その後、支援企業と調整の上、企業より受入承諾書（様式4）を取得してください。

受入承諾書（様式4）の取得後、(3)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。



- (1) 公益財団法人福井県アジア人材基金専用ホームページ

URL : <http://fukui-asianfund.jp/student/tobitate/>

- (2) 応募学生受入申込書類（紙媒体または電子媒体）

- ・受入申込書（様式3） …… 1部

《提出先》

受入れを希望する支援企業

※各支援企業の担当部署の連絡先や郵送時の送付先については、本協議会からお知らせしますので、**平成29年12月6日（水）まで**に本協議会に御連絡ください。

《連絡先》

福井県総務部大学・私学振興課（トビタテ！留学 JAPAN 担当）

電話： 0776-20-0245

- (3) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

- ①平成30年度前期（第8期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1） …… 1部

- ②自由記述申請書及び留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し …… 1部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

- ③受入承諾書（様式4）の写し …… 1部

《提出先》

在籍大学等

※申請書類は全てA4サイズに統一して作成してください。

- (4) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等にて設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語で作成してください。

※1ファイル当たりデータ量を2MB以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：平成29年12月22日（金）17時必着



書面審査（一次審査）：平成 29 年 12 月下旬

書面審査結果の通知：平成 29 年 12 月下旬

在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査）：平成 30 年 1 月上旬

場所：福井県大学連携センター F スクエア

福井県福井市手寄 1-4-1 AOSSA 7 階

審査方法：審査員による面接審査

採否結果の通知：平成 30 年 2 月上旬

事前オリエンテーション：平成 30 年 3 月中旬

事前インターンシップ：平成 30 年 2 月～3 月

日本代表プログラムの事前研修（1泊2日）

平成 30 年 4 月～6 月に留学を開始する派遣留学生

関西会場（予定）

①平成 30 年 3 月 14 日（水）、15 日（木）

関東会場（予定）

②平成 30 年 3 月 17 日（土）、18 日（日）

③平成 30 年 3 月 19 日（月）、20 日（火）

平成 30 年 7 月～10 月に留学を開始する派遣留学生

関東会場（予定）

④平成 30 年 6 月

※①～④のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始：平成 30 年 4 月 1 日（日）

事後インターンシップ：平成 30 年 11 月以降

事後報告会：平成 31 年 3 月中旬

13. 留学状況報告書の提出と事後研修

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後1か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後1年以内に、年4回（3月、6月、9月、12月予定）開催する日本代表プログラムの事後研修（1泊2日）のいずれか1回に参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ウェブサイト <http://ryugaku.jasso.go.jp/>



留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線2902、2903）

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、在籍大学等が地域協議会へ学生を推薦するにあたっては、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関し、必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 （学校担当者専用）

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。（ただし、受入申込書類の提出を除く。）

福井県総務部大学・私学振興課（トビタテ！留学JAPAN担当）

住所：福井県福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0245

FAX：0776-26-1171

メール：tobitate-fukui@pref.fukui.lg.jp

プログラム提供企業一覧（業種別 50音順）

番号	企業名	業種	本社所在地（福井県内）
1	株式会社アタゴ	繊維工業	福井県福井市みのり4丁目13-1
2	セーレン株式会社	繊維工業	福井県福井市毛矢1丁目10-1
3	日華化学株式会社	化学工業	福井県福井市文京4-23-1
4	日信化学工業株式会社	化学工業	福井県越前市北府2丁目17-33
5	酒井化学工業株式会社	プラスチック製品 製造業	福井県鯖江市川去町32字2-1
6	フクビ化学工業株式会社	プラスチック製品 製造業	福井県福井市三十八社町33-66
7	井上商事株式会社	鉄鋼・非鉄金属・金 属製品製造業	福井県福井市日之出2丁目1-6
8	株式会社日本エー・エム・シ ー	鉄鋼・非鉄金属・金 属製品製造業	福井県福井市市波13-8
9	福井鋳螺株式会社	鉄鋼・非鉄金属・金 属製品製造業	福井県あわら市山十楽1-7
10	オリオン電機株式会社	電気機械器具製造 業	福井県越前市家久町41-1
11	株式会社シャルマン	その他製造業	福井県鯖江市川去町6-1
12	株式会社SHINDO	その他製造業	福井県あわら市伊井11-1-1
13	前田工織株式会社	その他製造業	福井県坂井市春江町沖布目38-3
14	江守商事株式会社	卸売・小売業	福井県福井市毛矢1-6-23
15	株式会社エル・ローズ	卸売・小売業	福井県福井市三郎丸4丁目200
16	株式会社福井銀行	金融・保険業	福井県福井市順化1丁目1-1

※プログラム提供企業は募集の期ごとに変更になる可能性があります。

※記載のある企業以外の受入れを希望する場合も、本協議会に御相談ください。



○手続きのフロー図

